

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（令和7年12月15日京都市条例第22号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）の施行により、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定を整備することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月15日

京都市長 松井孝治

京都市条例第22号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(6)の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に、
「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)